



令和4年9月22日

福岡市政担当記者 各位

## 道路等の基準緩和を活用したテラス営業等支援について ～期間を令和5年3月31日まで延長します～

福岡市では、コロナウイルス感染症対策に取り組む飲食店が、道路占用許可等の基準緩和を活用して3密回避の目的のために実施するテラス営業などの屋外空間活用を支援しています。引き続き、飲食店の皆様にこの制度をご活用していただくために、期間を令和5年3月31日まで延長します。

報道関係の皆様におかれましては、広報にご協力をお願いいたします。

### 飲食店のテラス営業等の利用促進の支援について

#### (1) 延長期間

令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金)

#### (2) 実施内容

道路占用許可等の基準緩和を活用し、商店街やエリアマネジメント団体等が取り組む、感染症対策に伴うテラス営業等を支援します。

#### (3) 手続きについて

随時相談を受け付けています。内容や手続等の詳細については、別紙をご参照ください。

#### 【問合せ先】

- ・ 飲食店支援・飲食店の実施状況等について  
経済観光文化局クルーズ課 担当：富永 TEL711-4376
- ・ 道路の基準緩和について  
道路下水道局路政課 担当：山口 TEL711-4457
- ・ 公開空地の基準緩和について  
住宅都市局建築指導課 担当：松尾 TEL711-4572

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

## 道路等でのテラス営業やテイクアウトなどの 利用について基準緩和期間を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様に支援するための緊急措置として、市と地域住民・団体等が一体となって取り組む場合に限り、道路占用許可等の基準を緩和し、令和4年9月30日までの間、**沿道飲食店等のテラス営業などに道路や公開空地が利用できる**こととしておりました。

このたび、この実施期間を**令和5年3月31日まで**延長することとしました。

※公開空地とは、一般に開放され、自由に通行等ができる民有地のことです

	道 路	公開空地
内 容	① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テラス営業、テイクアウト等のための仮設施設の設置であること ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること	
申請できる 団体	福岡市又は関係団体※ <sup>1</sup> による一括申請※ <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup> 市が参画する協議会（エリアマネジメント団体 等）、 市が支援する民間団体（商店街振興組合、地域の団体 等） ※ <sup>2</sup> <b>個別店舗ごとの申請はできません。</b> （申請には市による支援に関する意見書が必要です。）	
申請できる 場所	道路や公開空地の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道と公開空地については、交通量が多い場所は <b>3.5m以上</b> 、その他の場所は <b>2m以上</b> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 車道については、車両通行規制等の条件を満たす必要があります。	
占用料等	<b>免除</b> （施設付近の清掃等にご協力 いただける場合） ※ 別途、県警の道路使用許可を受ける 必要があり、手数料が必要となります。	・土地所有者等の <b>同意</b> が必要です ・使用料等については土地所有者 等と個別に協議していただく必要が あります
利用期間	<b>令和5年3月31日まで</b>	

【利用・支援に関する問合せ先】

・商店街  
 ・エリアマネジメント団体  
 ・地域の団体

地域産業支援課商店街係（TEL 441-3303）  
 各区企画振興課（城南区企画共創課、早良区企画課）  
 クルーズ課（TEL 711-4559）